

運転免許外来開始 のお知らせ

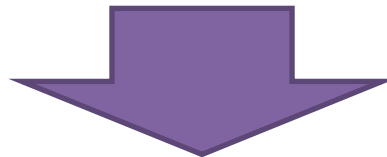
○平成 29 年 3 月施行の改正道路交通法により、運転免許更新時や一定の交通違反を行った際に警察で行う簡易の認知機能検査の結果、「第 1 分類」（認知症の疑いあり）となった 75 歳以上の高齢者は、公安委員会の指示により、認知機能に運転上問題がないかどうかの検査・診断を受けることを求められるようになっていきます。また、ご家族のもの忘れに関して、ご心配なことがございましたら「運転免許外来」までお越しください。初診は、神経内科で受付いたします。

○当院では改正道路交通法に基づく認知機能検査・CT 検査・認知症高齢者の運転免許更新に関する診断書作成を行っています。お気軽にご相談ください。



毎週火曜日 午前診察(完全予約制)

☎ 045-912-0111



- ① 受付：診療情報提供書・保険証・お薬手帳をお持ちください。
- ② 精神科問診票の記入
- ③ 医師の診察
- ④ 検査（認知機能検査・CT 検査など）
- ⑤ 診断書記入（書類代 ¥3,240 ※後日お渡し）
- ⑥ 会計